

酒気帯び、県交通バス運転 アルコール検査を受けず

（2014年2月15日）

県交通（本社・盛岡市）は14日、花巻営業所の男性運転手（61）が10日にアルコール検査を受けず、酒気帯びの状態でも路線バスを運転していたと発表した。同社は2012年9月以降、3件の死亡事故を起こし、東北運輸局からバスの使用停止処分や抜き打ち検査を受けるなど、運行業務の改善が求められていた。

同社の発表によると、運転手は10日午前5時45分頃に出社。出社時に義務付けられているアルコール検査を受けないまま、午前6時15分にバスで営業所を出発し、花巻市内を37キロにわたって走行した。午前8時35分頃、営業所に戻り、検査を受けたところ、呼気1リットル当たり0・122ミリ・グラムのアルコールが検出されたという。運行中、小学生6人を含む24人を乗せたが、事故などはなかった。

運転手は公休だった9日、地域の会合に出席。午後6時～9時半頃、ビール1杯、日本酒をおちょこで3杯飲んだ後、2次会では、焼酎の水割り4杯とウイスキーの水割りを1杯を飲んだという。運転手は、「いつもより飲み過ぎたと思い、検査をためらった」と話しているという。

アルコール検査を巡っては、11年5月に旅客自動車運送事業運輸規則が改正され、出発前の運転手に実施することが事業者には義務付けられている。

同社の各営業所には、運転手への運転指導などを行う社員「運行管理者」が配属され、検査の実施の有無を確認することになっている。呼気1リットル当たり0・07ミリ・グラムを上回るアルコールが検知された場合、バスの運転を禁止している。

道交法では、同0・15ミリ・グラム以上の場合を酒気帯び運転としている。

花巻営業所では10日、運行管理者の男性（36）が出勤していた。出発前に運転手が検査を行っていないことに気付いたが、他の業務などで実施を忘れてしまったという。運転手が出発した約30分後、検査を実施していないことに改めて気づき、運転手に戻ってきた際に検査したという。

同社では、この運転手を10日付で6日間の出勤停止とした。今後、調査を行った上で、運転手と運行管理者、花巻営業所長の処分を検討するという。

同社の社長は14日、盛岡市内の本社で記者会見し、「死亡事故を受けて再発防止に取り組んでいる最中に不祥事を発生させ、誠に申し訳なく、心よりお詫びする。早急に再発防止に取り組む」と謝罪した。

東北運輸局の首席自動車監査官は、「相次ぐ事故などを受けて、同社への指導を行っているが、その最中で運輸規則違反が起きたことは極めて遺憾だ」と話した。同運輸局では、今後、同社への監査を実施した上で処分を検討する。